

第38号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の表神戸市立住之江公民館の項中「，和室」を削る。

別表第1号アの表会議室の項中

「

第1会議室， 第2会議室， 第3会議室， 第4会議室又 は第5会議室	800円	500円	500円	800円
第6会議室	2,300円	1,500円	1,500円	2,300円

を

」

「

第1会議室， 第2会議室又 は第3会議室	800円	500円	500円	800円
第4会議室A	1,000円	700円	700円	1,000円
第4会議室B	1,400円	900円	900円	1,400円
第4会議室A 及び第4会議 室B	2,400円	1,600円	1,600円	2,400円

に改

」

め、別表第1号アの表和室の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

理 由

神戸市立住之江公民館について、その一部を建て替えたことに伴い、設置する施設を変更し、及び当該変更に係る施設の使用料を定める等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市公民館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(施設)

第4条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。

神戸市立 住之江公 民館	会議室、和室、調理 室、体育室及びロビー その他の便益施設
略	略

別表 (第8条関係)

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称		使用料			
		午 前 (午 前 9 時 か ら 正 午 ま で)	午 後		夜 間 (午 後 6 時 か ら 午 後 9 時 ま で)
			(午 後 1 時 か ら 午 後 3 時 ま で)	(午 後 3 時 か ら 午 後 5 時 ま で)	
会 議 室	第 1 会 議 室、 第 2 会 議 室、 第 3 会 議 室、	800円	500円	500円	800円

施設の名称		使用料			
		午 前 (午 前 9 時 か ら 正 午 ま で)	午 後		夜 間 (午 後 6 時 か ら 午 後 9 時 ま で)
			(午 後 1 時 か ら 午 後 3 時 ま で)	(午 後 3 時 か ら 午 後 5 時 ま で)	
	第 1 会 議 室、 第 2 会 議 室又 は第 3 会 議 室	800円	500円	500円	800円

第 4 会 議 室 又 は 第 5 会 議 室				
第 6 会 議 室	2,300 円	1,500 円	1,500 円	2,300 円
— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —
和室	800円	500円	500円	800円
略	略	略	略	略

イ～キ 略

(2) 略

第 4 会 議 室 A	1,000 円	700円	700円	1,000 円
第 4 会 議 室 B	1,400 円	900円	900円	1,400 円
第 4 会 議 室 A 及 び 第 4 会 議 室 B	2,400 円	1,600 円	1,600 円	2,400 円
— —	— —	— —	— —	— —